**陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）業務委託契約書**

　佐賀県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務内容）

第２条　乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）、企画提案書及び甲の指示に基づき、委託業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第３条　委託業務の期間は、この契約の締結の日から令和８年３月31日までとする。

（委託料）

第４条　委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金　　　　円（うち消費税額及び地方消費税額 金　　　　円）とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には利息をつけない。

３　甲は、乙が委託業務を履行したときに第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第1項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

※佐賀県財務規則第115条第３項第４号又は第７号に該当する場合

第５条　契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第３項第４号（第７号）の規定によりこれを免除する。

（権利の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（再委託等の承諾）

第７条　乙は、委託業務の一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、書面により甲の承諾を得るものとする。

２　乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、委託した、又は請け負わせた業務全てについて責任を負わなければならない。

（委託業務内容の変更等）

第８条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（委託業務の調査等）

第９条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して、委託業務の実施状況、その他必要な事項について、調査し、又は報告を求めることができる。

（事故等の報告）

第10条　乙が委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

（業務完了報告書の提出）

第11条　乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して、業務完了報告書（別紙様式１）を提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、適切と認めたときは、乙にこれを通知するものとする。

（委託料の支払）

第12条　乙は、前条の規定による審査に合格したときは、速やかに委託料の支払請求書（別紙様式２）を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

３　甲は、第１項の規定にかかわらず、乙が委託業務完了前に必要な経費を受けようとするとき、甲が必要と認める場合には、委託料を前金払（別紙様式３）により支払うことができるものとする。

（成果品の権利等）

第13条　成果品及び乙が委託業務で制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）、並びに委託業務で購入した工芸品及び付随品の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が権利の使用を要請する場合には、甲と協議のうえ決定するものとする。

（履行遅滞の場合における遅延利息契約不履行の場合の措置）

第14条　乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は遅延利息日数に応じ、委託料に年2.5％の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

２　甲に責に帰すべき理由により、第12条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5％の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（甲の解除権）

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何等の催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）重過失、背信行為又は法令等の違反及びそれに準ずる行為があったとき。

（２）乙の責に帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

（３）県税の滞納処分を受けたとき。

（４）乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（５）乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

２　前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第16条　前条の規定により甲が契約を解除したとき、乙は、委託料の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

３　乙が第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定める期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（証拠書類）

第17条　乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後５年間保管しなければならない。

（損害賠償）

第18条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持等）

第19条　乙及びその関係者は、委託業務に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

２　前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

３　乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（存続事項）

第20条　本契約終了後も、第９条（委託業務の調査等）、第18条（損害賠償）、第19条（秘密の保持等）、及び本条は有効に存続するものとする。

（費用の負担）

第21条　この契約の履行に関し必要な費用及び委託料の支払いに係る振込手数料は、乙の負担とする。

（協議）

第22条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　佐賀市城内一丁目1番59号

　　　　　　　　　　　　佐賀県産業労働部流通・貿易課

伝統産業支援室長　近野　顕次

　　　　　　　　　乙

（別紙様式１）

**業務完了報告書**

令和　　年　　月　　日

佐賀県産業労働部流通・貿易課

伝統産業支援室長　近野　顕次　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（文書作成者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）業務委託について、業務が完了したので委託契約書第11条第１項に基づき、成果品及び関係書類を添えて報告します。

記

　　　　１　業務実績報告書（別紙）

　　　　２　事業完了年月日

　　　　　　令和　年　月　日

（別紙様式2）

**完了払請求書**

令和　　年　　月　　日

佐賀県産業労働部流通・貿易課

伝統産業支援室長　近野　顕次　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（文書作成者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　令和　　年　　月　　日付け流通第　　　　　　号で業務完了認定通知があった陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）業務委託について、下記金額を、業務委託契約書第12条第１項の規定により請求します。

記

　　　　　　　請　　求　　額　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　（内訳）契約金額　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　支払済額　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　今回請求額　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　残　　　額　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先金融機関名・支店名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義人 |  |

（別紙様式3）

**前金払請求書**

令和　　年　　月　　日

佐賀県産業労働部流通・貿易課

伝統産業支援室長　近野　顕次　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（文書作成者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した陶磁器等海外市場開拓支援事業（台湾）業務委託について、下記金額を、業務委託契約書第12条第３項の規定により請求します。

記

　　　　　　　請　　求　　額　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　（内訳）契約金額　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　支払済額　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　今回請求額　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　残　　　額　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先金融機関名・支店名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義人 |  |